

I 服 務 に 関 す る 内 規

1. 勤務時間の割り振りに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年5月29日教育委員会規則第22号）第3条に基づき、沖縄県立読谷高等学校に勤務する職員の勤務時間の割り振りに関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は休憩時間を除き次のとおりとする。

月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時までとする。

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は次のとおりとする。

午後1時10分から午後1時55分までとする。ただし事務職員及び現業職員の休憩時間は正午から午後12時45分までとする。

第4条 土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし体育祭、学園祭その他恒例の行事計画のためやむを得ない場合は、学校行事の日を勤務を要する日とし、学校行事の日以外の日を勤務を要しない日として臨時に振り返るものとする。

附 則

この規程は昭和57年4月1日から施行する。

平成13年 4月 一部改正

平成18年 3月16日 一部改正

平成21年10月26日 第2条 一部改正